

富士市市民再生可能エネルギー普及推進事業費補助金 Q&A

<登録企業グループ向け>

Q1 新築住宅、既築住宅どちらも対象となりますか？

A 新築住宅、既築住宅どちらも対象になります。

Q2 分譲住宅は対象となりますか？

A 登録企業グループとの電力使用契約により太陽光発電システムを設置する場合には、分譲住宅も対象となります。

Q3 二世帯住宅は対象となりますか？

A 対象となります。

なお、原則として住戸内部で行き来できるのであれば、一住戸と判断し、玄関ドアを出て外からだけ行き来できるのであれば二住戸として判断します。なお、それを証する図面や写真等の提出を求める場合があります。

Q4 カーポートへの太陽光発電システム設置は対象となりますか？

A 住宅の敷地内に設置されたカーポート内であり、発電された電力が住宅で使用されている場合には対象となります。

Q5 固定価格買取制度（FIT）の活用は可能ですか？

A 太陽光発電システムを設置した住宅で電力を使用することが本補助金交付の条件となっておりますので、余剰売電分については活用可能です。

Q6 事業計画書の提出は、電力使用契約の締結後でなければならないでしょうか？

A 電力使用契約の締結の前後は問いません。

Q7 事業計画の電子申請はどこからアクセスできますか？

A 以下の URL 又はQRコードからアクセスし申請してください。また、本補助金ホームページからもアクセス可能です。

URL : <https://logoform.jp/form/5KXT/75381>



Q8 補助金の交付申請については、太陽光発電システムの設置完了後とのことですが、送配電事業者（東電 PG・中電 PG）との接続契約や FIT 認定手続きについても終了していなければならないのでしょうか？

A ここでいう「太陽光発電システムの設置完了」とは、太陽光発電システムを住宅屋根等に物理的に設置する工事が終了した状態のことをいい、接続契約や FIT 認定手続きが終了していることは求めません。

Q9 住宅の太陽光発電システムで発電し、住宅で使用した電力の環境価値を登録企業グループが取得しても補助金の対象となりますか？

A 設置した住宅が既築住宅であって、その住宅で使用する電力の環境価値を登録企業グループが取得し、富士市役所へ提供する場合のみ対象となります。
その場合には補助金額の算定が新築等と異なりますので制度内容をご確認ください。

Q10 未使用品はどのような基準で判断しますか？

A 設置した太陽光発電システムがこれまでに発電していないことを基準とします。

Q11 事業計画の承認を受けた事業が年度内に竣工できない場合に、補助金は受給できますか？

A 事業計画の中止届をご提出いただき、翌年度になりましたら改めて事業計画の申請をしてください。その際には、環境総務課(0545-55-2902)まで事前にご連絡ください。